

創刊号　巻頭言

高橋 和三郎

「真剣に競技をしている時の諸君の顔は、誰もが、何にもまして美しい」
球技大会や体育大会の挨拶で、よく生徒に話したものです。ほとんど全員
が選手として活躍する大会の中でいつも感じたことです。

それは何も運動面だけではなく、合唱コンクール、文化発表会その他の
学校行事の折にも同じ思いを持ちました。時にはホームルームやチームの
ために、最大限の力を出し合って努力すること、そして、最後には、自分
自身とのたたかいに、ひたむきに立ち向かうことが、青春の迫力に満ちた
顔の美しさを、いやが上にも感じさせるといえるのでしょうか。

愛知県教育長小金潔先生がお話しの中で、引用される A. ホープの詩が
あります。人生を広大な海原になぞらえて、「理性なる海図持て されど
情熱こそ われを驅る疾風（かぜ）」と詠んでおります。船を進ませる疾
風（かぜ）こそ、人生を生き抜く一人ひとりの情熱と強い意志といえるで
しょう。

「教育する」ということは、「励ます」ことであるといわれます。一人ひ
とりがアスピレーション（目標達成に向けての意欲）——情熱を持って学
習に運動に励むようにしたいものです。青春の顔の本当の美しさを見出す
ことが出来るようになりたいと思います。

教師の顔も美しくありたいと思います。

(No.1 平成3年10月)

Create 創刊を報じる中日新聞県内版（平成3年10月10日）

(第3種郵便物認可)

高校教育に携わった経験かい、教師や父母さまが、このほど月刊情報紙「Create（クリエイト）」を発刊した。編集にと県内の元公立高校長の元校長先生は「地域からの情報発信を目指したい」と意欲的だ。

発刊したのは、元県公立高校長会長の小木曾照行さん（元西町一ら）で、大府市井西町一ら高校長経験者十人でつくるた。自主グループ「高校教育情報学会」。親子会など。

同学会では二十一世紀に向けて進む教育改革と、その立ち位置を教員の考え方を紹介するなどの生涯学習の推進を後押し、じょくと情報紙を企画。掲載している。三千一千四千のでは」と幅広い反響が期待される。人生の方向付けをする大切な時期」の高校生の親とさんは「教育行政から離れ購読料は年間十五万円。1096。

元校長グループが月刊紙発刊

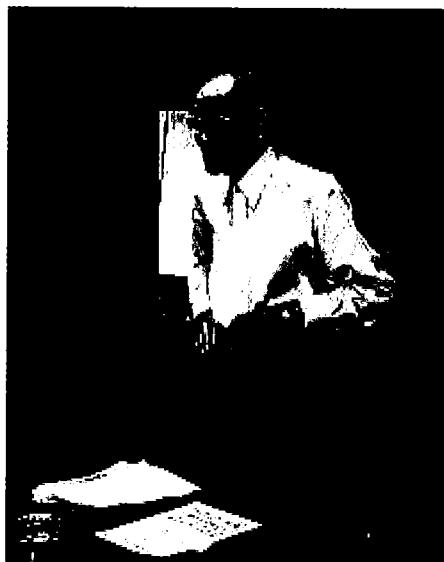
「Create」はA4
豪華判で四枚。教育随想や

申し込みは郵便振替で名古屋2・11

親、教師に針と指と助言と指針



月刊情報紙の編集に忙しい小木曾照行さん（左）＝名古屋市中区の県教育会館で



写真（下段）は、平成19年度（右）、20年度（左）総会時の小木曾先生

教育基本法とともに歩む

小木曾 照行

1 「教壇から出発しよう」

体験は深まっていつしか経験として心底に沈んで離れない、戦後の教育を振り返って最も深く刻まれているのは、職員団体の争議行為対策に明け暮れた昭和40年代の思い出である。詳しくは愛知県支部十年誌「戦後における教員及び教員団体の軌跡と方向」などに譲るが、違法ストは42年の10・26に始まって数次にわたり、49年のスト権奪還等を掲げる4・11全日ストでピークに達している。テーマは給与・勤務時間問題にとどまらず、教育・政治闘争の性格を持つものであった。静かであるべき学園は当時の高校・大学紛争と相俟って非教育的・政争的雰囲気に巻き込まれざるを得なかった。愛知は参加しなかった41年の10・21ストの時任校の職員朝礼で、教壇を離れることなど想像することもできず、ただ反対した。県教委に入ってはそのスト対策に追われ、校長赴任校最初の4月に全日ストに遭遇、ストに振り回された40年代であった。高度成長の熱気を伴う社会的雰囲気の時代ではあったが、「生徒あるところ教師あり、教師あるところ教育あり」(遠藤慎一初代県支部長)という心は大事である。教職にある者が教壇を離れることの辛さ、淋しさ、後ろめたさ、悔しさにも思いを馳せたことでもある。

当時はまた、41年 I L O ・ユネスコの特別政府間会議で採択された「教員の地位に関する勧告」が注目されていた時代でもあった。勧告は、「教職は、専門職と認められるものとする。教職はきびしい不断の研究によって得られ、かつ維持される専門的な知識及び技能を教員に要求する公共の役務の一形態であり、また、教員が受け持つ生徒の教育及び福祉について各個人の及び共同の責任感を要求するものである」と述べている。これは当時新鮮に目に映ったものである。中教審四六（年）答申はこの勧告を反映し、教職を知的プロフェッショナルとしての高い専門性と職業倫理に基づく「特別な専門的職業」として、社会的尊敬と信頼を得るために自主的に「専門的な職能団体」を組織し、研さんに努めることを期待している。49年の全日ストの直前には、人材確保と教職専門職化への期待もあった優遇措置としての「教員人材確保法」が成立し、教職論議「専門職・聖職論議」が7月の参院選を前に政治テーマとなっている。

戦後の教職は「鬪う教師像」を生む一方、「教育正常化」が課題となるのも自然の成り行きであった。その頃第3次公務員制度審議会委員を務め厳にして慈の人であった渡辺捨雄教育委員長（元教育長）は、「私の年来の願望とは、教育の正常化である。端的にいえば、教育界で激化している労使の対立の解消と違法ストの中止である」と述べている。県民の負託にいかに応えるかという重い課題であった。当時教育正常化の前面に立ち、職員団体との攻防に当たったのは気鋭明晰の仲谷義明教育長（元知事）であった。大塚毅校長協会理事長は、教育の場を死守しようとする不動の姿勢で先頭に立たれていた。次々に生まれた新設校の貢献も大きかった。なお、53年には当時の仲谷知事立会いの下鈴木礼治教育長（後の知事）と職員団体との間でストライキ関係の行政訴訟終結の覚書交換（いわゆる「和解」）がなされている。

教育の健全な発展、不偏不党、公正中立を掲げた50年の日本教育会の結成は、全国的な動向で

あった。法によって教員には厳しく政治的中立が求められていることは言うまでもない。愛知県支部の結成は56年2月、誕生への道程は長く、辻村泰夫校長会事務局長の呼びかけで53年末「職能団体に関する打ち合わせ会」に始まっている。教育の中正堅持を理念とし、職員団体とは異なる組織原理に立つ開かれた職能団体を目指すというまとめであった。広く内外の職能団体の研究と、全校長の喧喧諤諤の度重なる論議の末、文字どおり「主体的・正統的」に意思決定し、一般教職員も加入した組織として誕生を見たのである。アメリカのNEA（全米教育協会）なども研究したが、今日NEAは組合化していると報告されている（杉田莊治元松蔭高校長）。日本教育会への加入、県支部の結成には、後に日本教育会理事長を務め、全国の正常化に貢献した鈴木泉校長会長（第2代県支部長）の勇気と決断に負うところが大きかった。

今日「教育正常化」という言葉が歴史化する過程で経験を学び取るとすれば、『教壇から出発しよう』という言葉を深く読み取ることに尽きるであろう。教職に携わる者は教育基本法、教育公務員特例法など、法とその精神を尊重し、政治的中立を守らなければならない。「公民として必要な政治的教養」は大切であるが、産婆役ともいるべき教師が注入主義的党派的教育を行うなど論外であり、政争はまた校門の中には踏み込むべきでないことは言うまでもない。「教壇からの出発」の含意をかみしめ、憲法26条の子どもの「教育を受ける権利」を保護者、社会とともに守ることが、尊い使命を与えられた教職にある者にとって至上の課題であることはもちろんである。

2 先師に学ぶ=不易の教師像

戦後の激しいイデオロギー対立の中で、1949年に高校進学率は90%を超え「大衆教育社会」が姿を現した高度成長後、教師像について「教師とは何か」と問われれば直ちには答えに窮する。もちろん職業に貴賤なく「我以外皆我師」という視野の中で、教師個人はさまざまな個性があり、能力・適性についても多様である。憲法上は「勤労者」（第28条）であり、生活者である。しかし人を教え育てるというその特殊性ゆえにさまざまな期待と論議があった。ILLO・ユネスコの「専門職」論は教職の在るべき姿を示した期待像であった。49年の教職論議では、教師聖職論、労働者論、使命職論など多様であったが、伝統的な聖職的教職観の揺らぎと崩れを反映し、その在り方を求めるものであった。結局「教師は教師である」という定義の中に答えがあるように思われる。

ここでわが国の伝統の中に優れた教師像を求め、アイデンティティを求めるることは自然であろう。愛知教学の伝統の中に歴史を辿れば、信頼と尊敬を集めた幾多の教師像・教育者を見出すことができるであろう。その一例に典型的な教育者として天性の教育者と呼ばれた細井平洲（1728～1801）を挙げることができる。「代表的日本人」の一人上杉鷹山の師、明倫堂督学である。学徳に秀で、学・思・行一体を説き、すでに個性教育を掲げ、廻村講話、感動（泣くこと）の教育実践に情熱を傾けた教育者である。細井平洲を指しては無私の明君鷹山公を語ることはできない。その「敬師郊迎」に極まる師弟関係、米沢市郊外にそのかたちを刻んだ「一字一涙の碑」（1915、大正4年）がある。平洲の「老淚満願」の感激に因み、地域の当時の置賜教育会が建てたものである。平洲の教えは二宮尊徳、吉田松陰、西郷隆盛を始め、その影響は時代を越え広く及んでいる。松陰はその書『営鳴館遺草』を座右に置き、西郷はこの書によって「敬天愛人」の思想を生み、永井荷風は関東大震災の起こった時刻に読んでいたという。鷹山公が撰した墓碑銘には「先生風格清貴、偉儀仰ぐべし」とある。また、「資性溫柔敦厚、生涯厲色失言せず」とも言われている。品格に優れ人格の結晶を見るような言葉である。正に「師長の任は人に信ぜらるゝにあり」である。

昭和の時代、私の狭い出会いと経験の中で平洲教育の一筋の道とその系譜を辿れば、「平洲先生の再来」とも言われた真野常雄先生（元名古屋市教育長）「人間教育を第一義とする」とし、「天与の教育者」と言われた遠藤慎一先生などを仰ぐことができるよう思う。学徳兼ね備え高潔な人格をもって知られた両先生の縁は深く、遠藤先生は山形出生、真野先生との山形大学（山形師範）時代の邂逅に始まる縁である。「教育は教師なり。人となる、何を描いても自らを教育することは先決なり」、「往々教師は人間を小さくする。…教師自らの人間性を反省して小我にとらわれてはならない」、真野先生の教えである。時代を越えて不易とも言うべき教師像は存在する。神仏を核心とする多神教的風土を背景に、曲折はあっても教学の基調には江戸から明治、その後へと基督教主義的伝統が息づいて来たと言えよう。新渡戸稻造の『武士道　日本の魂－日本思想の解明－』（1899）は、日清・日露戦争間の時代を映す基督教的道徳体系いわば「明治武士道」思想である。その由来は「私が少年時代に学んだ道徳の教え」であると彼は述べている。明治23年（1890）に公布され戦前教育の根本に置かれた「教育勅語」も、その普遍的な徳目について言えば基督教的伝統に根ざすものであったことは言うまでもない。

新田次郎の小説『聖職の碑』（1976）は、1913年（大正2年）の地元高等小学校による木曽駒ヶ岳集団登山遭難（11名）に題材をとり、1978年映画化されたものである。現在も、尾根には聖職という言葉に自覚と誇りを持っていた時代を表すかのように引率遭難死した校長に焦点を当てた「遭難記念碑」（上伊那郡教育会建碑）が残されている。小説・映画作品の聖職観は遭難当時と違つて期待感に移っていると受け取れる。

学ぶとは、自らを虚しくするように勉め、「素直な心」、「無知の知」に思いをいたすことであり、それは「生涯学習」の心にも繋がることである。また、自己を主張しあるいは個性を發揮しようと思えば学ばなければならない。すでに知識社会は到来している。今日公教育は制度として組織的に行われ、教師を原則として個々に選ぶことはできない。採用、養成、研修、教員・学校評価、自己教育などさまざまなライフステージがある。教職員の職能団体の由来も集団としてそういうところに根拠があり、存在意義がある。先師に学び、自己教育に努めること、「人格なき教育」の罪に陥ってはならないという戒めもまた響いてくる。

3 提言＝教育基本法とともに歩む

20世紀はグローバル化、グローバリゼーションの幕を開くとともに「宇宙時代」の第一歩を印したと言える。21世紀に入って科学・技術文明とともに情報革命は一段と深化し、地球世界は時間的にも空間的にも縮小し、温暖化、資源・食料不足、災害事故の問題など運命共同体の歩みを速めている。教育もまたその例外ではない。広範な視野の中で多文化共生などを説く「グローバル教育」の理論と実践は、愛知から発信されていると言ってよい（代表：奥住忠久愛教大名誉教授）。またPISA（OECD、国際学習到達度調査）は、生きるために課題を見つけ活用するような知識・技能の国際的な学力評価として回を重ね、「大きな影響力」を持つようになり、各国の教育政策などに刺激を与え、社会の関心も高まっている。戦後60余年、パラダイム転換が誰の目にも映るようになり、グローバリゼーションの進行は、個性としての国家が国益を基盤に利害を調整し協調する一方、熾烈に差異を競う時代もある。近代は西洋が血を流した「自由と平等」を普遍的な主導理念として歩んで來たが、その重みと価値はいつも問われている。明治以後近代化を受容したわが国でも今日自由に対しては規律と責任が求められ、平等には機会と結果の

狭間で格差が問われている。

学校教育はなお、いじめ・不登校・暴力行為・学力低下・格差と社会を映す教育力の低下、劣化を物語る事例が減る兆しはない。平成12年改正教育基本法が装いも新たに制定された。教育改革国民会議が見直し提言をしてから6年後の成立である。旧教育基本法時代は60年近い。基本法という教育の根本の法であり、占領下という特殊事情、教育勅語体制との関係をどうするかなど、激変する環境の中で生まれたものである、旧基本法は戦後教育史の中でその解釈を巡って最大の論争点であったとも言われる。占領軍の干与は少なかったと言われているが、ただ一点自国のアイデンティティーの原点とも言うべき長い歴史に培われた「伝統を尊重し」の文案が、制定過程で総司令部の許可がなく削除されたという事実は、最大の問題であったと認識している。そのような基本的な問題、時代の変化、パラダイム転換に対応する全面的な改正である。

前文に「公共の精神」、「伝統の継承」を入れ、その上で旧法の（教育目的）第1条「人格の完成」を受け継いでいる。『人格』と言えば、西洋哲学的思惟のみに傾きがちであった旧法第1条を「蒸留水」と評した人もいた。日本人としての歴史の智慧を欠く憾みがある。新法によって「和の精神」や「深い道徳性と自然に対する情感」のある「伝統」が恒に蘇生する契機となり、「人格の完成」が指導理念として質的転換を遂げ、実体を持つにいたったことは特筆すべきことである。伝統は創造の源泉である。（教育の目標）第2条などによって明白な指針も示されている。知徳体の教育、「わが国と郷土を愛するとともに他国を尊重し」など、普遍的、伝統的な道徳的価値を息づかせていることは最も注目される点である。

なお（学校教育）第6条3で「学校生活を営む上で必要な規律を重んずるとともに、自ら進んで学習に取り組む意欲を高める」ことの重視を取り上げたことは、現実的課題として注目される。公教育にとって物心両面で学ぶ環境を整えることはまず第一歩である。「学校、家庭及び地域等の相互の連携協力」、「教育振興基本計画」などの条項も新しく入っている。改正基本法も稀な平時の抜本的改革として平坦でない道を歩むかと思われるが、教育の根本法であり、未来を長く切り拓いていくであろう。

愛知では旧基本法制定後10年経った昭和32年、当時の渡辺捨雄県教育長の要望で『教育基本法の精神』（県教育文化研究所刊）という小冊子が出ている。文中「勝手な恣意的な個人主義による個人尊厳の考え方方が、どれほど社会を混乱させて来たか知れない」という危惧の言葉が出ている。55年体制がスタートし、勤務評定闘争が激化し、特設「道徳」が成立する頃である。渡辺教育長は在任中終始基本法の精神の尊重を熱く説かれていた。多くの学校で教育目標の始めに「教育基本法の精神に則り」と長い間、記されていた。敗戦の混乱の中で生まれた旧基本法は普遍的、時代的価値を刻むものであったことは言うまでもない。

教育は「人なり」であり、「百年の計」である。新基本法で、「教員」については「自己の崇高な使命を深く自覚し、絶えず研究と修養に励み」と条文も改まっている（下線部）。県支部は誇りと自信を持ち職能団体に徹することを戦略課題として常に歩むことを期待したい。そして会員の皆様が何よりも教育基本法を尊重し、学び、実践の指針として、その精神とともに歩まれることを望みたい。歴史の岐路に立って、新しい発展は伝統の精神に帰ることから始まると考える。

（「日本教育会愛知県支部30年誌」第3部 次世代教員への提言より転載）